

「第46回わたしからの人権メッセージ」応募要項

1. 趣 旨

“個々が大切にされる都市”“あたたかい人間関係あふれる都市”そんな都市にするためには、市民すべてが人権問題を「自らの課題」として考えていくことが大切です。

毎日の生活のなかで体験されたことや何かの実践を通して、人権の尊さ、お互いの人権を守ることの大切さ、差別のない明るい社会を築くことの大切さ、平和の尊さなどを実感されたことがあるのではないのでしょうか。お互いを尊重し、ちがいを認め合い、みんながともに幸せに生きるためにできることを一緒に考えてみませんか。あなたからの「人権メッセージ」を募集します。

2. 作文募集の概要

(1) 作文のテーマ

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動、職場、地域社会とのかかわりなどの中で得た経験等を通して、人権の尊さや人権を守ることの大切さについて考えた内容で、下記の人権課題の解決に寄与する、メッセージ性のあるもの。

◆同和問題 ◆女性の人権※ ◆障がい者の人権 ◆外国人の人権 ◆こどもの人権

◆高齢者の人権 ◆LGBTQに関する問題 ◆平和と人権 ◆環境と人権

◆感染症（ハンセン病問題・H I V 感染・新型コロナウイルスなど）と人権

◆犯罪被害者やその家族の人権 ◆インターネットと人権

◆その他さまざまな人権について（災害と人権、アイヌの人々、ホームレスなど）

※デートDV（交際相手からの暴力のこと）、セーフティさかい（女性や子どもをはじめ、すべての市民の安全・安心に向けた取組）を含む。

(2) 応募条件

ア 応募資格 堺市内に在住・在学・在勤の人

イ 字 数 400～1200字程度

ウ 応募作文 個人のオリジナルで 2024 年 9 月 3 日以降に書かれた未発表作文。

なお、応募作文は返却しません。

(3) 応募方法

ア 個人応募

・400 字詰原稿用紙を使用する。（パソコンによる印字も可）

・応募作文表面に、題名、名前、作文のテーマ、裏面に住所、連絡先の電話番号、年齢を明記し、下記応募先に郵送または持参してください。

イ 団体応募（学校等の団体で応募する場合）

・400 字詰原稿用紙または、ます目入り用紙を使用してください。

・応募作文表面に、題名、名前、学校の場合は学年、作文のテーマを明記してください。

・団体（学校）ごとにとりまとめ、応募用紙とともに下記応募先に書留逓送・郵送または持参してください。

(4) 募集期間

2025 年 7 月 1 日（火）～9 月 1 日（月）

(5) 審 査

審査会にはかり、特選作品 20 編及び入選作品 30 編を選考します。

(6) 審査結果の通知

ア 2025 年 11 月、特選作品及び入選作品に選考された方にのみ通知します。

イ 個人応募の方には直接本人あてに通知します。

ウ 学校等団体応募をされたところは、団体（学校等）を通じ、本人あてに通知します。

(7) 団体応募について

ア 作品集に団体名（学校名や企業名）を掲載します。

イ 作文を応募する際は、応募時点で在住・在学・在勤の条件を満たし、本人の応募への了承を得ているものとします。

(8) 参加賞について

ア 応募者には参加賞を進呈します。

イ 団体応募の場合、参加賞は応募いただいた団体宛に一括で進呈します。

(9) 表彰式等

ア 2025 年 12 月上旬開催の「人権を守る市民のつどい」第 1 部にて、特選作品に選考された方 20 名の表彰と代表 4 名による作文発表を行います。

イ 特選作品及び入選作品に選考された方には賞状及び記念品を贈呈します。

(10) 特選作品の公表等

ア 特選作品は作品集及び当協議会ホームページに掲載します。掲載にあたっては、作文の趣旨を損なわない範囲で一部修正する場合があります。

イ 特選作品は当協議会が発行する刊行物『人権協だより』等に掲載する場合があります。

ウ 公表にあたって、原則として名前、併せて児童・生徒は学年を掲載します。

エ 特選作品及び入選作品の著作権は当協議会に帰属します。

オ 応募者の個人情報 は本事業の目的以外には使用しません。

3. 応募先・問い合わせ先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3-1

堺市人権教育推進協議会（堺市役所人権推進課内）「わたしからの人権メッセージ」係

電話：072-221-9280 F A X：072-228-8070

ホームページ：<https://www.jinkenkyo.jp/>

4. 主 催

堺市人権教育推進協議会

5. 後 援

堺市・堺市教育委員会